事業の要件（FS・実証）

大型実証　ASEAN加盟国　第2回公募、小規模実証・FS公募の情報。今後変更の可能性もあり。

- 【相手国裨益】**グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものである**こと。
- 【日本裨益】**日本の産業構造の高度化や高度技術の海外展開、サプライチェーンの強靭化に資するものである**こと。具体的には**以下３類型の少なくとも１類型に該当し、定量的にその効果が示せる**こと。

類型①我が国のイノベーション創出につながる共創型　の要件

・日本で既に技術的には確立されたものであること
・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
（又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること）
・日本へのリバースイノベーションに資すること

類型②日本の高度技術海外展開型　の要件

・日本で既に技術的には確立されたものであること
・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
（又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること）
・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

類型③サプライチェーン強靭化型　の要件

・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます
・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靭化に資すること

執行スキーム

- 大きく①**上限40億円の大型実証** ②**上限数億円の小規模実証・FS** ③**マスタープラン策定** の３つに分かれる。
- ①は**国際機関への拠出金事業**。ASEAN加盟国を対象とするものはAMEICC、非ASEAN地域を対象とするものはUNIDOへの拠出を通じて事業を行う。AMEICC事業は、AMEICCから委託を受けたJETROが事務局業務を行う。
- ②③は**経産省の直執行事業**。経産省から委託を受けた執行団体が事務局業務を行う。
- いずれも公募期間は2024年度中となる。事業実施期間は、**①は補助交付契約締結から最長３年間**(2025年4月以降に補助交付契約締結した案件は、3年待たずに2028年3月まで)。**②③は1年程度**。

大型実証（補助）

拠出金：2機関で計845億円

AMEICC(対ASEAN加盟国) →（公募・採択）→ **事業者等**

UNIDO(対非ASEAN) →（公募・採択※全て英語）→ **事業者等**

・補助額：5億円以上、40億円以下
・補助率:中小企業以外1/2、中小企業2/3
・事業期間：最長3年間
・AMEICCは第1回公募を6/6(木)～6/27(木)で実施済。
第2回公募を12/13(金)～1/10(金)15時〆で実施中。
・UNIDOは第1回公募を6/5(水)～7/5(金)で実施済、
第2回公募を2025年1月中旬開始で準備中。詳細未定。

小規模実証（補助）
FS（補助）

小規模実証・FS合わせて
令和7年度までの国庫債務負担行為：279億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された予算額：32億円

執行団体(TOPPAN) →（公募・採択）→ **事業者等**

・小規模実証の補助額：上限5億円
・FSの補助額：上限1億円
・補助率:中小企業以外1/2、中小企業2/3
・事業期間：1年程度
・第1回公募を 4/17(水)～5/10(金)で実施済
・第2回公募を 9/9(月)～10/11(金)で実施済
・第3回公募を 1/8(水)～ 1/31(金)で実施予定。

マスタープラン策定(委託)

令和7年度までの国庫債務負担行為:90億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された予算額:20億円

執行団体A →（公募・採択）→ **事業者等**
執行団体B →（公募・採択）→ **事業者等**
執行団体C →（公募・採択）→ **事業者等**
⋮

※第三者委員の審査を踏まえて決定

・想定再委託額：数千万円
（上限1億円、ただし分野別に異なる※ ）
・事業期間：1年程度
・第1回公募を10/7(月)～11/1(金)で実施済
・ASEAN・太平洋島嶼国地域を除き、第2回公募を2月上旬公募開始に向け準備中。
※想定額及び上限額は募集する分野毎に個別に設定される場合がある。

小規模実証・FS事業のポイント

■応募資格
日本に拠点及び法人格を有していること。海外現地法人(※)との共同申請も可。
(※) 海外子会社（出資比率１０%以上） 又は海外孫会社（出資比率５０%超の海外子会社の出資比率５０%超）。

■補助金額、補助率
小規模実証事業：5億円以下、FS事業： １億円以下。
中小企業は2/3、中小企業以外は1/2(補助対象経費に補助率をかけた額が補助金額)。
原則として事業終了後の精算払となります。

■補助対象経費
人件費、旅費、会議費、謝金、借料及び損料、消耗品費、機械設備費・システム購入費、委託・外注費(※１)、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（※2）
(※１) 委託・外注費 補助金申請額に対する委託・外注費の額の合計の割合は５０%未満とする必要があります。
(※２) その他諸経費 自動車、携帯電話等、目的外使用となり得るものは原則として対象外です。

■事業実施期間
交付決定日から約１年間（各公募回により事業終了日は異なります。）。

■審査・採択
申請書類が実証事業の要件を満たしているか補助金事務局で確認の上、採択の審査は、補助金事務局に設置される外部第三者委員会において行われます。

■主な審査基準
- 事業実施期間内に事業が終了するか。実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- 事業終了後5年以内の受注・事業化が見込める案件か。
- 類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当するか。その効果が定量的に示せるか。(日本裨益)
- 事業実施国の社会課題解決に資するか。(相手国裨益)

※今後変更がありうることにご留意ください。